

第 6426 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月 23日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 自社株を低額譲渡した場合

Q : 会社の株を息子に安く譲渡したいのですが、どのような取扱いになりますか？

A : 次のような取扱いになります。

【解説】

同族会社の株式の評価方法は、株主によって次のように取り扱われます。

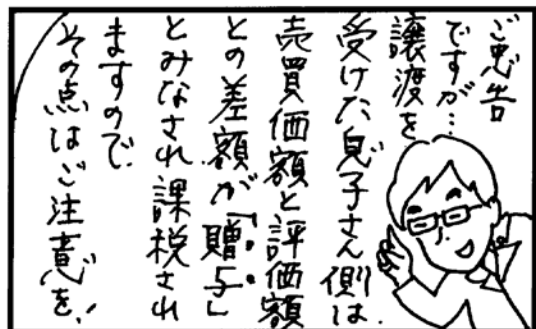
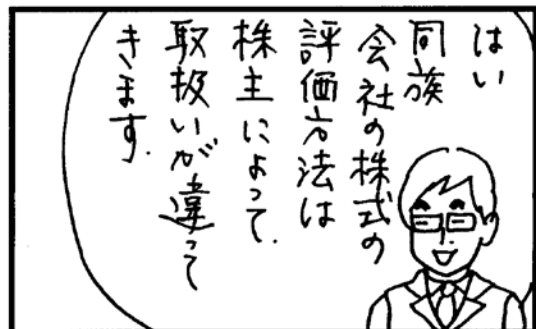
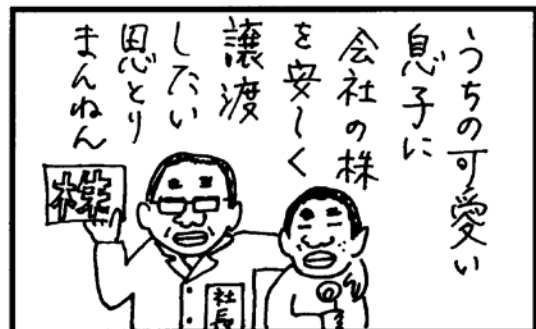
① 原則的評価方法が採用される人

- ・ 取得後の議決権割合が5%以上の株主
- ・ 中心的同族株主がない場合で取得後の議決権割合が5%未満の株主
- ・ 中心的な同族株主で取得後の議決権割合が5%未満の株主
- ・ 役員である株主又は役員となる株主で中心的な同族株主がいる場合で取得後の議決権割合が5%未満の株主

② 特例的評価方法が採用される人

- ・ 役員でない株主で中心的な同族株主がいる場合で取得後の議決権割合が5%未満の株主
- ・ 同族株主以外の株主

この評価方法によらず、この評価方法により求めた評価額より低い価額で個人間売買した場合は、譲渡した個人には譲渡益が生じない限り課税関係は生じませんが、譲渡を受けた個人側では、売買価額と評価額との差額が贈与となり課税されることとなりますので、注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】